

令和6年8月28日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

近江八幡市長 小西 理

市町村名 (市町村コード)	近江八幡市 (252042)	
地域名 (地域内農業集落名)	内野 (内野)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年8月23日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

内野地区は人口358人、戸数123戸、農業者が8経営体あり、このうち野菜農家が2経営体(認定農業者)である。認定農業者である1経営体を除くと112人が(農)内野営農組合の組合員である。農地の現状は、H4～H18までの土地改良事業による圃場整備が行われ、標準圃場区画面積は1ha～1.5haの大区画圃場となっている。現在耕作放棄地はないが、(農)内野営農組合の出役者の75%以上が年齢70歳以上であり、後継者育成が急務となっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

営農組合においては、水稻・麦・大豆を主要作物としつつ、ブロックローテーションを基本に作物の団地化を行い生産性の高い農業を進める。水稻作は、環境こだわり米を基本に作付けし、みずかがみにおいては有機栽培を1haで実践する。麦栽培においては、適期播種に努めドローンによる防除を徹底する。大豆は、中間密植方式を主とし、雑草の抑制に取り組む。個別経営体においては、ブランドねぎ(信長ねぎ)の栽培に取り組む。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	106 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	106 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

集落での利用が行われる範囲を表示している。隣接する集落との協議により、変更の場合がある。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
目標地図に基づき、農地中間管理機構を通じた農地の貸借を行う。
(3)基盤整備事業への取組方針
整備済み
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域外から経営体を募集することはなく、地域内で経営体の意向を踏まえながら担い手への育成を進める。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ②環境こだわり農業の取り組みを継続する。
 ③ドローンなどの先端技術の導入・活用をする。
 ⑧世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策に取り組み、農道や水路等を共同活動により保全する。